

パブリックコメントおよび区民防災組織説明会における
練馬区国民保護計画（素案）への意見について

1 パブリックコメント実施結果

- (1) 意見募集期間 平成 18 年 10 月 11 日～10 月 31 日
 (2) 意見総数 11 人、5 団体、51 件
 (3) 内 訳 詳細は別紙 1 のとおり

項目	件数
I 法制・区計画全般に関すること	12
法制・区計画策定の見直し	8
法制・区計画の推進	4
II 法制・区計画の個別項目に関すること	32
事態類型、研修・訓練、関係機関との連携、初動対応、通信の確保、避難、武力攻撃災害やテロ災害への対処、安否情報、生活関連施設など	
III その他意見・要望	7
合計	51

2 区民防災組織説明会実施結果

- (1) 実施日時 平成 18 年 10 月 7 日（土）午前 10 時から 11 時 30 分
 (2) 会 場 練馬文化センター 小ホール
 (3) 参加人数 121 人
 (4) 出席者意見 2 人
 (5) 意見等の内訳 詳細は別紙 2 のとおり

項目	件数
法制度・区計画策定に関すること	1
地域住民の協力に関すること	1
その他	1
合計	3

法制・区計画策定の見直し

No	意見等の概要	意見等に対する区の考え方
1	国民保護法には、計画策定は定められていても、その策定期限は定められていない。「国民保護計画」は区民の自由や権利に多大な影響を及ぼすもの。2007年度末までの計画策定は延期すべき。	平成16年9月17日の総務省消防庁通知により、都道府県の計画に基づき、平成18年度中の計画策定が求められています。
2	攻撃の対象となる北町と朝霞にある自衛隊駐屯地についてはどう考えたらいいか。駐屯地が攻撃されたときの被害や避難の想定がないまま、計画を策定するのはおかしい。	都の計画などにおいて、武力攻撃災害や大規模テロ災害が発生する場所などを事前に特定することは極めて困難とされています。
3	区民防災組織説明会でオウムによるサリン事件に言及していたが、オウム問題は国民保護計画ではなく、国内法で処理すべきである。	サリン事件はテロ行為とされており、国民保護法および国民保護計画の想定する事態にあたりと考えています。
4	練馬区は憲法を遵守し、国際紛争の解決を平和主義に基づいて進める決意が感じられない。練馬区国民保護計画の決定には慎重にすべきである。	練馬区は憲法を遵守し平和の推進を進める立場に基づいて、計画の策定を進めていきます。
5	国連中心の外交を進めることが最良の国民保護政策である。	国際平和の実現のためには、国による適切な外交や国連による活動が期待されていると考えますが、万が一の事態への備えも同時に必要であると考えます。
6	防災組織は相互援助組織であり、武力攻撃やテロ攻撃に対処するものではないので、戦争に協力する組織へと進むおそれからも、計画素案に反対であり、計画の決定は慎重にしてほしい。	国民保護計画は武力攻撃や大規模テロそのものに対処するものではなく、それらによって生じた災害に対処し、区民の生命と財産を守るために策定するものです。戦争を意図するものであるとは考えていません。
7	地方自治体が戦闘行為と一体の役割を果たすことは、憲法の平和主義に反し、地方自治の本旨と相容れないのではないかと。	

No	意見等の概要	意見等に対する区の考え方
8	国民保護計画の策定を中止し、策定の過程に民意が反映されるように見直しを行い、具体性の乏しい素案を撤回すること。また実践的な想定ができない限り、訓練・研修を行わず、住民や職員には実施措置や訓練に従わない権利を保障すること。	区の国民保護計画は必要な修正を今後とも継続して行っています。計画をより実践的に活用するためにも訓練・研修の実施は不可欠です。なお、住民の方が訓練に参加するか否かは、あくまでその自主的な意思に委ねられるものです。

法制・区計画策定の推進

1	核攻撃への対処や区が国民保護措置を実施するにあたり特に配慮すべき事項について、特に留意していただきたい。また、計画の策定にあたっては、防災対策の仕組みの活用をするなどと言わず、ことなかれ主義的にならないようにしてほしい。	武力攻撃災害や大規模テロ災害は多様な手段が用いられることが想定されています。計画（素案）には、核が使用された場合の災害への対処も記載があります。今後ともより充実した内容となるように検討を進めていきたいと考えています。
2	現在の世界情勢からも、核攻撃が必ずあるものとして計画の作成をしていただきたい。	国が想定する事態に核攻撃も含まれているため、計画（素案）の事態類型として記載してあります。
3	地下待避所の設置や膨大な死傷者と治療・後遺症への対策など対策を進めることが沢山あるので、国とも相談していただきたい。	必要な対策につきましては、東京都を通じて国とも相談していきます。
4	関東大震災や過去の戦争では、こうした事態に対応する法が無いため多くの犠牲者を出したことを振り返り、無いより有るべきと痛感します。	今後も必要な検討を継続していきます。

II 法制・区計画の個別項目に関すること

1 事態類型

1	普通の爆弾も対象にしてるのでしょうか。	国の判断によっては通常の爆弾であっても大規模な災害が発生した場合は、国民保護計画で想定する事態に該当する場合があります。
2	武力侵略に対する防備は相当困難でありそれらを予測するのは大変なことである。大規模テロやNBC攻撃は先の大戦を超えた想定が必要なのではなにか。	国の想定する事態に突発的に発生する大規模テロ災害や、NBCなどの特殊な手段により発生した災害についても含まれているため、計画（素案）に記載があります。今後も、それらの特徴を踏まえた対策を検討する必要があると考えます。

No	意見等の概要	意見等に対する区の考え方
2 研修・訓練		
1	図上訓練等は専門家が対象ではないか。	図上訓練は、区や関係機関などが実施することが一般的であると考えます。
2	困難だとは思いますが、年齢や職業などに配慮したうえで半ば義務的に研修訓練をするのはどうか。	研修と訓練のあり方については、今後検討すべきものと考えています。住民の方が研修や訓練に参加するか否かは、その自発的な意思に委ねられているものと考えます。
3	医療救護の配置訓練はどのようになるのか	医療救護や夜間を対象にした訓練も含めて、必要と考えられる訓練を実施していきたいと考えています。
4	夜間の訓練はどう考えているのか	
5	訓練や研修に子供を含む住民を動員することを想定しているのか。	研修と訓練のあり方については今後検討すべきものと考えています。住民の方が研修や訓練に参加するか否かは、その自発的な意思に委ねられているものと考えます。
6	自衛隊主体で訓練・研修が行われないための配慮をしているのか。	主体は練馬区であり、自衛隊主体で区の訓練・研修が実施されることはありません。
7	訓練・研修に参加することを思想信条の自由を理由として住民や職員が拒否することは認められるのか。	住民の方が研修や訓練に参加するか否かは、その自発的な意思に委ねられているものと考えます。 区職員が職務として訓練・研修への参加することは、職務上の命令に基づくものです。職務上の命令については、重大かつ明白な瑕疵がある場合を除き、職員はこれに従わなければならないものと考えます。
8	最近北朝鮮のミサイル発射や核実験など、本格的な戦争にならないか心配だ。区役所の人たちは特殊な訓練も受けていないと思うが大丈夫なのか。有事の際は区役所に頼る前に自分で行動をしたほうが迅速に自分の身を守れると思う。	区の職員が特殊な訓練を受けることはありませんが、災害への対処をするための計画策定や訓練は必要なことであり、今後とも充実していく必要があると考えます。 武力攻撃災害等の際も、住民の皆様に提供される情報を得たうえで自発的な行動を開始していただきたいと考えます。

No	意見等の概要	意見等に対する区の考え方
----	--------	--------------

3 関係機関との連携

1	自衛隊と連携して国民・区民を守れるのか。また武力集団である自衛隊が国民保護できるのか	自衛隊の任務は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つこととされており、災害への対処について連携することは必要です。
2	練馬区の国民保護法には米軍のことも弾薬庫のことも一切触れていないのは何故か	区計画（素案）は、国が専管する事項について記載するものではなく、区内に無い米軍や区内における特定の箇所への対処は想定していません。
3	防衛庁が「省」になる法案が国会でかかっているが、これも今回の練馬区国民保護法の作成にも影響が出てくるのではないか。	防衛庁が「省」になったとしても、そのことが区国民保護計画の記載内容の本質的な部分に修正が必要になるとは考えていません。
4	防災組織やボランティアの活動を促進していただけないか。	防災組織やボランティア組織の活動推進は、今後とも必要な支援をおこない、その活動を促進していきたいと考えています。
5	情報収集について通常時に都、警察、消防、自衛隊など関係機関と連携することは区が治安機関になる危険がある。また、情報収集により生じた人権侵害についてどのような救済措置がとられるのか。	災害に対処するために情報を把握することは必要であり、そのことをもって区が治安機関になり人権を侵害することになるとは考えていません。 また、区が人権侵害にあたるような情報収集をおこなうことはありません。
6	国民保護を理由に自治体に警察の影響力が及んだり、現職警察官やそのOBが自治体に出向するケースが目立つが、練馬区にそのような考えがあるのか。また、警察による対テロを理由とした不当な自由や権利への侵害があった場合に区はどのように対応するのか。	警察官やそのOBを職員として迎えている自治体がありますが、現在のところ、区はそのような人事配置をする考えは持っていません。 区計画（素案）は警察の違法な行為を前提に記載するものではなく、またそのような事態に対応するためのものではありません。

4 初動対応

1	職員の動員体制はどうなっているのか。	区計画（素案）においては、第3編武力攻撃事態等への対処第1章および第2章において事態に応じた体制の確立などを記載しています。
---	--------------------	--

No	意見等の概要	意見等に対する区の考え方
2	テロ等の兆候を発見した場合の通報義務は、相互監視体制を作り自由や権利の侵害を招く。	<p>テロ等の兆候を発見した場合の通報義務は、国民保護法第 98 条に根拠を置くもので、火災、堤防の水漏れ、建造物の倒壊、家畜の大量死など災害が発生するおそれがある現象に関するものであり、相互監視体制というものを形成するものではありません。</p> <p>趣旨を明らかにするため、区計画（素案）の武力攻撃災害等の兆候について例示を掲載するなど記載方法について検討します。</p>

5 通信の確保

1	防災無線や交通信号の整備促進が必要ではないか。	<p>防災無線の整備については、今後とも必要な整備を実施したいと考えています。交通信号については、実際の避難誘導時に交通規制を担う警察が必要な整備を実施することになると考えますのでご意見を伝えます。</p>
---	-------------------------	---

6 避難

1	災害の仕組みを活用するとなっているが武力攻撃に災害の仕組みをなぜ活用するのかわからない。自然災害は自主避難だが、武力攻撃のときも自主避難なのか	<p>武力攻撃そのものへの対処は国の責任において行なわれるため、国民保護法では武力攻撃によって生じる災害への対処の仕組みが定められています。</p> <p>国に主導的役割があることなどが自然災害と異なりますが、地方公共団体が担う災害対処は既に地域防災計画で構築されている自然災害への対処の仕組みを活用することが、法の趣旨からも有効であると考えます。</p> <p>地震災害の場合は事前の避難誘導が困難なこともあって自主的な避難が提唱されているところですが、河川の氾濫や地震を原因とした大規模な火災延焼など、地方公共団体が避難を呼びかけて避難誘導をする場合があります。</p> <p>武力攻撃災害等の際も、安全な地域へ安全に避難していただくために、住民の皆様に提供される避難誘導の情報を得たうえで避難を開始していただきたいと考えます。</p>
---	---	--

No	意見等の概要	意見等に対する区の考え方
2	地震のときは近所の学校に避難ですが、国民保護も同じく学校へ避難するののか。	<p>武力攻撃災害等に際しての避難は、国の事態認定と避難地域を指定する避難措置の指示に基づき、都が住民に対し輸送手段などを含めた具体的な避難の指示をし、区はその避難の指示の伝達と避難誘導をしていくこととなります。様々な事態が想定され、外出することが危険につながる場合があります。</p> <p>そのため避難所の設営は状況に応じて区が判断し、住民の皆様に情報を提供することとなります。</p> <p>区の国民保護計画（素案）では、避難所について、区の備品や災害備蓄がある学校などの区立施設を優先的に活用することを記載しています。</p>
3	一旦戦争になったら、最終的に区長は区民をどこに避難させるつもりなのか。	武力攻撃事態や大規模テロ（緊急対処事態）を国が認定し、国が避難措置を指示し、都が避難の指示をする仕組みになっておりますので、その指示に沿って円滑な避難を実施することとなります。事前に具体的な地域を指定するものではありません。
4	自衛隊部隊による避難民誘導が行われると、保護されるべき国民が攻撃の対象になるのではないのか。	都の計画などにおいて、武力攻撃災害や大規模テロ災害が発生する場所などを事前に特定することは極めて困難とされています。
5	自衛隊駐屯地が攻撃された場合の近隣住民の避難想定が記載されていないのは何故か。	武力攻撃災害や大規模テロ災害が発生する場所などを、事前に特定することは極めて困難であると考えています。
6	自衛隊は住民の保護よりも作戦行動を優先するように区に求められると思われる。自衛隊の意向をそのまま受け入れるのではなく区民の保護を優先した措置を実施する考えがあるのか。	区が実施する措置は、「国民の保護」が最優先という考えに基づいて実施されます。

7 武力攻撃災害やテロ災害への対処

1	武力攻撃災害への対処に際して、職員や区民防災組織の安全の確保はどのように考えているのか。	区が措置を実施する際は安全の確認がされていることが前提です。生命や身体に危険がある地域で活動することは想定されていません。
---	--	---

No	意見等の概要	意見等に対する区の考え方
2	武力攻撃災害への対処について、危険性や思想信条を理由として職務への従事を拒否できるのか。	区職員が職務として訓練・研修への参加は、職務上の命令に基づくものです。職務上の命令については、重大かつ明白な瑕疵がある場合を除き、職員はこれに従わなければならないものと考えます。
3	警戒区域の設定等の措置を区長がおこなう際に関係機関から得る助言はどのようなもので、その助言を踏まえてどのような措置を決定するのか。	生命や身体への危険を防止するために、一定の区域に立ち入りの制限などを実施することがありますが、その設定にあたっては既に当該区域内で災害への対処をしている機関から現地の情報などを得る必要があると考えます。
4	都知事や警察官、自衛官から警戒区域の設定について通知を受けた場合に、その設定や設定範囲が安全の観点から妥当でない場合はどう対応するのか。	他の機関が行った警戒区域の設定が妥当でないと思われる場合は、当該機関に対してその旨を伝達し、同時に都知事に対して必要な総合調整を行うよう要請します。
5	災害対処のためのマニュアルは自衛隊主導でなく、区主導で作成され、住民の安全を優先するものになるのか。	区が作成するマニュアルなどは、国民の保護のために区主導で作成されます。

8 安否情報

1	安否情報の収集・提供の部分が解りにくいので、手順などを段階的に記載するなどを検討するのはどうでしょうか。	本人確認の手続きなどを項目立てして詳しくするなど、段階的な記載を検討します。
---	--	--

9 生活関連施設

1	電気、ガス、水道が破壊されることへの対策はできているのか。	電気、ガス、水道などの生活関連施設は、それを管理する電力会社やガス会社、都などが、それぞれの計画を策定しており、区も本計画に基づく連携のなかで状況把握に努めます。
---	-------------------------------	---

No	意見等の概要	意見等に対する区の考え方
----	--------	--------------

Ⅲ その他意見・要望

1	基地を二つも抱える自治体として、市民レベルの議論を慎重に運んでいただきたい。	区民の皆様から広くご意見を頂ける態勢のもと、今後の計画策定を進めていきたいと考えています。
2	去年の大雨の時の対応から分かることですが、区役所の職員に期待はできないと考えます。	区民の皆様から信頼を得られるよう、一層の努力をしたいと考えています。
3	区長が区民の生命などを守るためには、この計画を策定するより平和の推進をすすめていくことを優先してほしい。	区は平和の推進に努めていますが、万が一の備えも必要なことだと考え、本計画を策定しています。
4	狭隘道路や密集住宅が多いこと、人口が増えていくこと等により都市として脆弱なのが心配である。	災害に強いまちづくりの形成に向けて、今後とも総合的に推進していきます。
5	ジュネーブ条約の無防備地域を練馬区が宣言する可能性について素案に記述が無いのは何故か。	条約という国際法の取扱いは、国が検討するべきものと考えます。
6	自主防災組織への説明会やパブリックコメント以外に住民に意見を求める機会を持つことは無いのか。	機会を捉えて、国民保護に関する啓発活動を進めていきたいと考えています。
7	武力、テロに関するものは憲法第九条の法案として扱うべきだ。	区計画（素案）は、現在の憲法の下に制定された、国民保護法に根拠を置くものです。

項目	意見等の概要	意見に対する区の考え方
法制度・区計画策定	練馬区は非核都市宣言をしているが、国民保護計画と矛盾しないのか	平和への願いと相容れない者によるテロなども発生していますので、万が一の事態に備える必要があると考えます。
地域住民の協力	区民防災組織がどのような役割を持つのか	武力攻撃によって災害が発生した場合に、区民防災組織には自発的な協力が期待されておりますので、今後とも必要な説明や支援をしたいと考えています。
その他	オウムのサリン計画に警察がきちんと対応していなかったことや、9・11のテロ行為に対するアメリカの反撃に日本政府が支援したことは問題だ	